（別　紙）

主眼事項及び着眼点等（指定児童発達支援）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
第１　基本方針	（１）児童発達支援に係る指定通所支援（指定児童発達支援）の事業を行う者（指定児童発達支援事業者）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。	法第21条の５の18 平24厚令15第３条第２項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
	（２）指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第３条第３項	運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類
	（３）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第３条第４項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
	（４）指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又これに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものとなっているか。	平24厚令15第４条	運営規程 個別支援計画 ケース記録
第２　人員に関する基準		法第21条の５の19第１項	
１　従業者の員数（指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）の場合）	（１）指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定児童発達支援事業所）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（８）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士　指定児童発達支援の単位（指定	平24厚令15第５条第１項 平24厚令15第５条第５項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が10までのもの　２以上 ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 二　児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）　１以上		
	（２）（１）の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の３第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の３第１項に規定	平24厚令15第５条第２項 平24厚令15第５条第５項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場合 三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第３条第１項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第１項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合		
	（３）（２）の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めているか。	平24厚令15第５条第３項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（４）（１）から（３）までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。（ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことが出来る。） 一　嘱託医　１以上 二　看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）　１以上 三　児童指導員又は保育士　１以上 四　機能訓練担当職員　１以上 五　児童発達支援管理責任者　１以上	平24厚令15第５条第４項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（５）（１）の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。	平24厚令15第５条第６項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（６）（３）の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における（１）の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	平24厚令15第５条第７項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（７）（１）に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。	平24厚令15第５条第８項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（８）（１）の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	平24厚令15第５条第９項	障害児の支援に支障がないことが分かる書類
（児童発達支援センターの場合）	（９）指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（14）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。） 一　嘱託医　１以上 二　児童指導員及び保育士 イ　児童指導員及び保育士の総数　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）	平24厚令15第６条第１項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	ロ　児童指導員　１以上 ハ　保育士　１以上 三　栄養士　１以上 四　調理員　１以上 五　児童発達支援管理責任者　１以上		
	(経過措置) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第２項の規定により整備法第５条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を４で除して得た数及び障害児である少年の数を７．５で除して得た数の合計数以上」とする。	平24厚令15附則第３条	適宜必要と認める資料
	(10)　(９)各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の３第１項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一	平24厚令15第６条第２項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	環として特定行為業務を行う場合		
	(11)　(９)及び(10)に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。	平24厚令15第６条第３項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	(12)　(10)の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。	平24厚令15第６条第４項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	(経過措置) (10)及び(12)の規定にかかわらず、令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第５号。以下「令和６年改正府令」という。）第１条の規定による改正前の基準（以下「旧基準」という。）第６条第４項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）のうち令和６年改正府令附則第４条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、（９）各号に掲げる従業者（(10)ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。） 一　言語聴覚士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。） 二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに	令６内令５附則第４条	令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていたことが分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数 三　看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）　医療的ケアを行うために必要な数		
	（経過措置） 整備法附則第22条第２項の規定により新児童福祉法第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、当分の間、一号中「言語聴覚士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）　それぞれ２以上」とする。	平24厚令15附則第３条	適宜必要と認める資料
	（経過措置） （10）及び（12）の規定にかかわらず、令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（旧基準第６条第５項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）のうち令和６年改正府令附則第４条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、（９）各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。） 一　看護職員　１以上 二　機能訓練担当職員　１以上	令６内令５附則第４条	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（13）（９）、（10）及び（12）（（９）第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（９）第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又	平24厚令15第６条第６項、第７項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）		
	(14)　(11）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）	平24厚令15第６条第８項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（経過措置） （９）から（14）までの規定にかかわらず、令和６年４月１日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている児童発達支援事業所であって児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第４条第１項の規定により新児童発達支援の指定を受けたものとみなされた事業所（以下「旧指定医療型児童発達支援事業所」という。）のうち、令和６年改正府令附則第２条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとする。	令６内令５附則第２条 令６内令５第１条の規定による改正前の平24厚令15第56条	
	①　次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。 一　医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数 二　児童指導員　一以上 三　保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）　一以上 四　看護職員　一以上 五　理学療法士又は作業療法士　一以上 六　児童発達支援管理責任者　一以上		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	②　①の各号に掲げる従業者のほか、旧指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	③　①の各号及び②に規定する従業者は、専		勤務実績表

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	ら当該旧指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。		出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	④　③の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。		障害児の支援に支障がないことが分かる書類
2　管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	平24厚令15第７条	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
3　従たる事業所を設置する場合における特例	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（（2）において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（（2）において「従たる事業所」という。）を設置することができる。	平24厚令15第８条第１項	適宜必要と認める資料
	（2）従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平24厚令15第８条第２項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
第３　設備に関する基準		法第21条の５の19第２項	
（指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）の場合）	（1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令15第９条第１項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（２）（１）に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15第９条第２項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	（３）（１）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	平24厚令15第９条第３項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
（児童発達支援センターの場合）	（４）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（７）まで同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。	平24厚令15第10条第１項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(経過措置) 令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和６年改正府令附則第５条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。（ただし、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。）	令６内令５附則第５条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(経過措置) 令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和６年改正府令附則第５条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、聴力検査室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。	令６内令５附則第５条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	（５）指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、（４）に規定する設備（医	平24厚令15第10条第２項	平面図 【目視】

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。		
	（６）（４）に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。（ただし、令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和６年改正府令附則第５条によりなお従前の例によることができることとしたものにあっては、当分の間、この限りでない。） 一　発達支援室 イ　定員は、おおむね10人とすること。 ロ　障害児１人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。 二　遊戯室　障害児１人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。	平24厚令15第10条第３項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	（７）（４）及び（６）に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(6)に掲げる場合を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）	平24厚令15第10条第４項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	（経過措置） （４）から（７）までの規定にかかわらず、令和６年４月１日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている旧指定医療型児童発達支援事業所のうち、令和６年改正府令附則第３条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとする。	令６内令５附則第３条 令６内令５第１条の規定による改正前の平24厚令15第58条	
	①　旧指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 一　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 二　指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 三　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。		平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	②　旧指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。		平面図 【目視】
	③　①に規定する設備は、専ら当該旧医療型		平面図

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、①の第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）		設備・備品等一覧表 【目視】
第４　運営に関する基準		法第21条の５の19第２項	
１　利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員が10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。）	平24厚令15第11条	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
２　内容及び手続の説明及び同意	（１）指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、２７に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24厚令15第12条第１項	重要事項説明書 利用契約書
	（２）指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第12条第２項	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面
３　契約支給量の報告等	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（（２）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（３）及び（４）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第13条第１項	受給者証の写し
	（２）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第13条第２項	受給者証の写し 契約内容報告書
	（３）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第13条第３項	契約内容報告書

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（4）指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について（1）から（3）に準じて取り扱っているか。	平24厚令15第13条第４項	受給者証の写し 契約内容報告書
4　提供拒否の禁止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第14条	適宜必要と認める資料
5　連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第15条	適宜必要と認める資料
6　サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第16条	適宜必要と認める資料
7　受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平24厚令15第17条	受給者証の写し
8　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令15第18条第１項	適宜必要と認める資料
	（2）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第18条第２項	適宜必要と認める資料
9　心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第19条	アセスメント記録 ケース記録

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
10　指定障害児通所支援事業者等との連携等	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第20条第１項	個別支援計画 ケース記録
	（2）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第20条第２項	個別支援計画 ケース記録
11　サービス提供の記録	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。	平24厚令15第21条第１項	サービス提供の記録
	（2）指定児童発達支援事業者は、（1）の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令15第21条第２項	サービス提供の記録
12　指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	（1）指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平24厚令15第22条第１項	適宜必要と認める資料
	（2）（1）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、13（1）から（3）までに規定する支払については、この限りでない。）	平24厚令15第22条第２項	適宜必要と認める資料
13　通所利用者負担額の受領	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15第23条第１項	請求書 領収書
	（2）指定児童発達支援事業者は、法定代理受	平24厚令15第23条	請求書

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。 一　次号に掲げる場合以外の場合　当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二　治療を行う場合　前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	第２項	領収書
	（３）指定児童発達支援事業者は、（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 一　食事の提供に要する費用 二　日用品費 三　前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	平24厚令15第23条 第３項	請求書 領収書
	（４）（３）第一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。	平24厚令15第23条 第４項 平24厚告231	請求書 領収書 重要事項説明書
	（５）指定児童発達支援事業者は、（１）から（３）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令15第23条 第５項	領収書
	（６）指定児童発達支援事業者は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令15第23条 第６項	重要事項説明書

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
14　通所利用者負担額に係る管理	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	平24厚令15第24条	適宜必要と認める資料
15　障害児通所給付費の額に係る通知等	（１）指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。	平24厚令15第25条第１項	通知の写し
	（２）指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平24厚令15第25条第２項	サービス提供証明書の写し
16　指定児童発達支援の取扱方針	（１）指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平24厚令15第26条第１項	適宜必要と認める資料
	（２）指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平24厚令15第26条第２項	適宜必要と認める資料
	（３）指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、	平24厚令15第26条第３項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	理解しやすいように説明を行っているか。		
	（４）指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この16及び16の２において同じ。）の確保並びに（５）に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	平24厚令15第26条第４項	適宜必要と認める資料
	（５）指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第26条第５項	適宜必要と認める資料
	（６）指定児童発達支援事業者は（５）の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この16において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（以下この16において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。 一　当該児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	平24厚令15第26条第６項	適宜必要と認める資料
	（７）指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	平24厚令15第26条第７項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（８）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（（４）に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。（令和７年３月31日までは努力義務）	平24厚令15第26条の２	適宜必要と認める資料
16の２　障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。	平24厚令15第26条の３	適宜必要と認める資料
17　児童発達支援計画の作成等	（１）指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第27条第１項	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	（２）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第27条第２項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	（３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令15第27条第３項	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の（４）に規定する領域	平24厚令15第27条第４項	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。		
	（５）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平24厚令15第27条第５項	サービス担当者会議の記録
	（６）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令15第27条第６項	個別支援計画
	（７）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。	平24厚令15第27条第７項	保護者に交付した記録 個別支援計画
	（８）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	平24厚令15第27条第８項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	（９）児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二　定期的にモニタリングの結果を記録す	平24厚令15第27条第９項	モニタリング記録 面接記録

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	ること。		
	(10) 児童発達支援計画の変更については、（２）から（７）までの規定に準じて行っているか。	平24厚令15第27条第10項	（２）から（７）に掲げる確認資料
18　児童発達支援管理責任者の責務	（１）児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	平24厚令15第28条第１項	
	一　19に規定する相談及び援助を行うこと。		相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等）
	二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。		他の従業者に指導及び助言した記録
	（２）児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	平24厚令15第28条第２項	適宜必要と認める資料
19　相談及び援助	指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令15第29条	適宜必要と認める資料
20　支援	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	平24厚令15第30条第１項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	（２）指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平24厚令15第30条第２項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	（３）指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	平24厚令15第30条第３項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	（４）指定児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を支援に従事させているか。	平24厚令15第30条第４項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（５）指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	平24厚令15第30条第５項	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
21　食事	（１）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。（４）において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	平24厚令15第31条第１項	適宜必要と認める資料
	（２）食事は、（１）の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	平24厚令15第31条第２項	適宜必要と認める資料
	（３）調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平24厚令15第31条第３項	適宜必要と認める資料
	（４）指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	平24厚令15第31条第４項	適宜必要と認める資料
22　社会生活上の便宜の供与等	（１）指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令15第32条第１項	適宜必要と認める資料
	（２）指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	平24厚令15第32条第２項	適宜必要と認める資料
23　健康管理	（１）指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。	平24厚令15第33条第１項	適宜必要と認める資料
	（２）（１）の指定児童発達支援事業者は、（１）の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の	平24厚令15第33条第２項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 ／ 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 障害児が通学する学校における健康診断 ／ 定期の健康診断又は臨時の健康診断		
	（3）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	平24厚令15第33条第３項	適宜必要と認める資料
24　緊急時等の対応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第34条	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
25　通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第35条	適宜必要と認める資料
26　管理者の責務	（1）指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平24厚令15第36条第１項	適宜必要と認める資料
	（2）指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第２章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令15第36条第２項	適宜必要と認める資料
27　運営規程	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　利用定員	平24厚令15第37条	運営規程

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	五　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六　通常の事業の実施地域 七　サービスの利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一　虐待の防止のための措置に関する事項 十二　その他運営に関する重要事項		
28　勤務体制の確保等	（1）指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平24厚令15第38条第１項	従業者の勤務表
	（2）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）	平24厚令15第38条第２項	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
	（3）指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24厚令15第38条第３項	研修計画、研修実施記録
	（4）指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第38条第４項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
29　業務継続計画の策定等	（1）指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第38条の２第１項	業務継続計画
	（2）指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し	平24厚令15第38条の２第２項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	ているか。		
	（３）指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令15第38条の２第３項	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
30　定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	平24厚令15第39条	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
31　非常災害対策	（１）指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平24厚令15第40条第１項	非常火災時対応マニュアル（対応計画） 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録
	（２）指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15第40条第２項	避難訓練の記録 消防署への届出
	（３）指定児童発達支援事業者は、（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24厚令15第40条第３項	地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
32　安全計画の策定等	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第40条の２第１項	安全計画に関する書類
	（２）指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第40条の２第２項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	（３）指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との	平24厚令15第40条の２第３項	保護者に周知したことが分かる

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。		書類
	（４）指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令15第40条の２第４項	安全計画に関する書類
33　自動車を運行する場合の所在の確認	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24厚令15第40条の３第１項	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
	（２）指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（１）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。	平24厚令15第40条の３第２項	見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類
34　衛生管理等	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第41条第１項	衛生管理に関する書類
	（２）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ①　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、	平24厚令15第41条第２項	衛生管理に関する書類 委員会議事録

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
	③ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。		研修及び訓練を実施したことが分かる書類
35　協力医療機関	指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第42条	適宜必要と認める資料
36　掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、35の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平24厚令15第43条第１項、第２項	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
37　身体拘束等の禁止	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平24厚令15第44条第１項	個別支援計画 身体拘束等に関する書類
	（２）指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令15第44条第２項	身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	（３）指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	平24厚令15第44条第３項	委員会議事録
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整		身体拘束等の適

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	備しているか。 ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。		正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
38　虐待等の禁止	（１）指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令15第45条第１項	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌
	（２）指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15第45条第２項	
	①　当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類
	②　当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。		研修を実施したことが分かる書類
	③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）
39　児童対象性暴力等の防止	（１）犯罪事実確認 一　把握している指定児童発達支援事業所と、こまもろうシステムの利用状況（登録の有無）との間に齟齬がないか。 二　把握している指定児童発達支援事業所の従業者数と比して、犯罪事実確認の実施済件数等が過少なものになっていないか。 三　いとま特例が適用される要件を充足しているか（やむを得ない事情に該当しているか。）。 四　いとま特例適用時に必要な措置を講じているか。	平24厚令15第46条	犯罪事実確認に関する資料（こども性暴力防止法に係る帳簿、「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等）
	（２）その他の安全確保措置 一　早期把握 イ　障害児に対する日常的な観察を実施しているか。 ロ　障害児の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケ		早期把握のための措置に関する資料（面談記録、アンケート等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	ートを実施しているか。 ハ　児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従業者（この39において、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。		
	二　相談 イ　指定児童発達支援事業所において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。 ロ　児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。		相談員又は相談窓口の設置及びその周知を実施したことがわかる資料（事業者HPの画面、パンフレット等）
	三　研修 従業者に対し、こども性暴力防止法施行ガイドライン「Ⅴ．２．（３）対象業務従事者に対する研修」に記載する研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。		研修を受講させたことがわかる資料（受講者名簿等）
	四　調査 イ　従業者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。 ロ　障害児の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。 ハ　児童対象性暴力等を行った疑いがある従業者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。 ニ　調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。		調査に関する資料（実施した調査書等）
	五　保護・支援 イ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その障害児の保護及び支援のための措置を実施しているか。 ロ　保護及び支援のための措置は、被害を受けた障害児が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。 ハ　障害児が従業者による児童対象性暴力		保護・支援に関する資料（支援機関の情報提供に係る資料、業務記録等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児と当該児童対象性暴力等を行ったと認める従業者との接触を回避しているか。 ニ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。 ホ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児及び障害児の保護者からの相談に誠実に対応しているか。		
	六　防止措置 イ　早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置を講じているか。 ロ　次の①～④に掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。 ①　犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、指定児童発達支援事業所の従事者としての業務に従事させない。 ②　障害児又は障害児の保護者から、従業者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる障害児と加害が疑われる従業者の接触を回避する。 ③　調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、指定児童発達支援事業所の従事者としての業務に従事させない。 ④　調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合には、③に準じた対応を行う。		防止措置に関する資料（勤務実績表、業務記録等）
40　秘密保持等	（1）指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平24厚令15第47条第１項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	（2）指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の	平24厚令15第47条第２項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	（３）指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令15第47条第３項	個人情報同意書
41　情報の提供等	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	平24厚令15第48条第１項	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	（２）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15第48条第２項	事業者のＨＰ画面・パンフレット
42　利益供与等の禁止	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令15第49条第１項	適宜必要と認める資料
	（２）指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令15第49条第２項	適宜必要と認める資料
	（３）（１）及び（２）の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規程に違反するものである。		

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
43　苦情解決	（１）指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第50条第１項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	（２）指定児童発達支援事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15第50条第２項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	（３）指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の５の22第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第50条第３項	市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	（４）指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、（３）の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24厚令15第50条第４項	都道府県等への報告書
	（５）指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平24厚令15第50条第５項	運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
44　地域との連携等	（１）指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令15第51条第１項	適宜必要と認める資料
	（２）指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害	平24厚令15第51条第２項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。		
45　事故発生時の対応	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第52条第１項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	（２）指定児童発達支援事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平24厚令15第52条第２項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	（３）指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平24厚令15第52条第３項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）
46　会計の区分	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令15第53条	収支予算書・決算書等の会計書類
47　記録の整備	（１）指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平24厚令15第54条第１項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	（２）指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から５年間保存しているか。 一　11（1）に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二　児童発達支援計画 三　25の規定による市町村への通知に係る	平24厚令15第54条第２項	左記一から六までの書類

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	記録 四　37（2）に規定する身体拘束等の記録 五　42（2）に規定する苦情の内容等の記録 六　44（2）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
48　電磁的記録等	（1）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の（1）の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。	平24厚令15第83条第１項	電磁的記録簿冊
	（2）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。	平24厚令15第83条第２項	適宜必要と認める資料
第５　共生型障害児通所支援に関する基準	児童発達支援に係る共生型通所支援（共生型児童発達支援）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。	法第21条の5の17	
１　共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準	一　指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。	平24厚令15第54条の２	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
			書類（実績表等）
	二　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料
２　共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。	平24厚令15第54条の３ 平11厚令37 平18厚令34	
	一　指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。		平面図 【目視】 利用者数が分かる書類
	二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	三　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料
３　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。	平24厚令15第54条の４ 平18厚令34 平18厚令36 平18厚令171 平24厚令15第72条の２	
	一　指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護		運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、１８人）以下とすること。		
	二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲とすること。 登録定員／利用定員 26人又は27人／16人 28人／17人 29人／18人		運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
	三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。		平面図 【目視】
	四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	五　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
4　準用	（平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条、第8条及び第4節（第11条を除く。）の規定を準用）	平24厚令第54条の５	同準用項目と同一文書
5　電磁的記録等	（1）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平24厚令15第83条第１項	電磁的記録簿冊
	（2）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平24厚令15第83条第２項	適宜必要と認める資料
第６　基準該当通所支援に関する基準		法第21条の５の４第１項第２号	
1　従業者の員数	（1）児童発達支援に係る基準該当通所支援（基準該当児童発達支援）の事業を行う者（基準該当児童発達支援事業者）が当該事業を行う事業所（基準該当児童発達支援事業所）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一　児童指導員又は保育士　基準該当児童発達支援の単位（基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に１又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が10までのもの　２以上 ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上	平24厚令15第54条の６第１項 平24厚令15第54条の６第２項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	二　児童発達支援管理責任者　１以上		
	（２）（１）の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	平24厚令15第54条の６第３項	障害児の支援に支障がないことが分かる書類
２　設備	（１）基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令15第54条の７第１項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	（２）（１）に規定する発達支援を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15第54条の７第２項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	（３）（１）に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものであるか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	平24厚令15第54条の７第３項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
３　利用定員	基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上としているか。	平24厚令15第54条の８	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
４　準用	（平成24年厚生労働省令第15号第４条、第７条及び第４節（第11条、第23条第１項及び第４項、第24条、第25条第１項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第２項を除く。）の規定を準用）	平24厚令15第54条の９	同準用項目と同一文書
５　指定生活介護事業所に関する特例	次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合に、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第６（４（平成24年厚生労働省令第15号第23条第２項、第３項、第５項及び第６項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。）	平24厚令15第54条の10	

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	一　当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの５の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	二　この５の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料
６　指定通所介護事業所等に関する特例	次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合に、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第６（４（平成24年厚生労働省令第15号第23条第２項、第３項、第５項及び第６項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。）	平24厚令15第54条の11	
	一　当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの６の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。		平面図 【目視】
	二　当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の者の数及びこの６の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	三　この６の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料
７　指定小規模多	次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能	平24厚令15第54条	

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
機能型居宅介護事業所等に関する特例	型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この事項において同じ。）を提供する場合に、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この事項において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第６（４（第23条第２項、第３項、第５項及び第６項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。） 一　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの７の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の６において準用するこの７の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。 二　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの７の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労	の12 平18厚令第34号	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	働省令第15号第71条の６において準用するこの７の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。 登録定員 / 利用定員 26人又は27人 / 16人 28人 / 17人 29人 / 18人 三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 四　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの７の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の６において準用するこの７の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。 五　この７の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		平面図 【目視】 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
８　電磁的記録等	（１）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項	平24厚令15第83条第１項	電磁的記録簿冊

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。		
	（２）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平24厚令15第83条第２項	適宜必要と認める資料
第７　多機能型事業所に関する特例		法第21条の５の19	
１　従業者の員数に関する特例	（１）指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（９）まで同じ。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（３）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一　児童指導員又は保育士　指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が10までのもの　２以上 ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 二　児童発達支援管理責任者　１以上	平24厚令15第80条第１項（第５条第１項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（２）（１）の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官	平24厚令15第80条第１項（第５条第２項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二　指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合		用人数）が分かる書類（実績表等）
	（３）（２）の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	平24厚令15第80条第１項（第５条第３項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（４）指定児童発達支援事業者が多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（８）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる多機能型事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。） 一　嘱託医　１以上 二　児童指導員及び保育士	平24厚令15第80条第１項（第６条第１項適用、第６項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	イ　児童指導員及び保育士の総数　指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上 ロ　児童指導員　１以上 ハ　保育士　１以上 三　栄養士　１以上 四　調理員　１以上 五　児童発達支援管理責任者　１以上		
	（５）（４）各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	平24厚令15第80条第１項（第６条第２項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（６）（４）及び（５）に掲げる従業員のほか、多機能型事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業員を置いているか。	平24厚令15第80条第１項（第６条第３項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（７）（４）から（６）まで（（４）第一号を	平24厚令15第80条	勤務実績表

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	除く。）に規定する従業者は、専ら、当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（４）第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	第１項（第６条第７項適用）	出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（８）利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第２の１の（５）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、１人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平24厚令15第80条第２項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
２　設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平24厚令15第81条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
３　利用定員に関する特例	（１）多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第１項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
	（２）利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第４の１の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。	平24厚令15第82条第２項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
	（３）（１）及び（２）の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第３項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
	（４）（２）の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度	平24厚令15第82条第４項	運営規程 利用者数が分か

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。		る書類（利用者名簿等）
	（５）離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、（２）中「20人」とあるのは、「10人」とする。	平24厚令15第82条第５項 平24厚告232	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
４　電磁的記録等	（１）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平24厚令15第83条第１項	電磁的記録簿冊
	（２）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平24厚令15第83条第２項	適宜必要と認める資料
第８　変更の届出等	（１）指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の５の20第３項 施行規則第18条の35第１項～第３項	適宜必要と認める資料
	（２）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定	法第21条の５の20第４項 施行規則第18条の	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	35第４項	
第９　障害児通所給付費の算定及び取扱い		法第21条の５の３第２項	
１　基本事項	（１）児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第１により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第一号 平24厚告128	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）（１）の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三号	
２　児童発達支援給付費 （児童発達支援センターで行う場合）	（１）児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第一号に適合するものとして都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。）に届け出た指定児童発達支援の単位（平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第５条第５項及び第６条第６項に規定）において、指定児童発達支援（指定通所基準第４条に規定）を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第１の１の注１ 平24厚告269第一号	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（児童発達支援センター以外で行う場合）	（２）法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並び	平24厚告122別表第１の１の注２ 平24厚告269第二号	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	に利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。		
	（２の２）法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第１の１の注２の２ 平24厚告269第二号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（共生型の場合）	（２の３）共生型児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（共生型児童発達支援事業所）において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第１の１の注２の３ 平24厚告269第二号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（基準該当の場合）	（２の４）基準該当児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の四に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において、基準該当児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第１の１の注２の４ 平24厚告269第二号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（時間区分）	（２の５）（１）及び（２）の規定する場合にあっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第１の１の注２の５	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（指定児童発達支援等の提供時間）	（２の６）指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定児童発達支援等）を行う場合については、個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合	平24厚告122別表第１の１の注２の６	児童発達支援計画 市町村が認めたことが分かる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	であるか。		
（減算が行われる場合）	（３）児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ①　障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合　同表下欄に定める割合 ②　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 （一）　児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70 （二）　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50 ③　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第７項（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85 ④　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の２（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合（令和７年４月１日以降）　100分の85	平24厚告122別表第１の１の注３ 平24厚告271第一号イ、ロ	適宜必要と認める資料
（開所時間減算）	（４）営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定児童発達支援事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」第一号ハの表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122別表第１の１の注４ 平24厚告271第一号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
（身体拘束廃止未実施減算）	（５）指定児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。） イ　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。	平24厚告122別表第１の１の注５	第４の37に定める確認文書等
（虐待防止措置未実施減算）	（６）指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。） イ　当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ　当該指定児童発達支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ハ　イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告122別表第１の１の注５の２	第４の38に定める確認文書等
（業務継続計画未策定減算）	（７）指定通所基準第38条の２第１項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表第１の１の注６	第４の29に定める確認文書等
（情報公表未報告減算）	（８）法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか	平24厚告122別表第１の１の注６の２	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	。		
（中核機能強化加算）	（９）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しないか。 イ　中核機能強化加算（Ⅰ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号イに適合 ロ　中核機能強化加算（Ⅱ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ロに適合 ハ　中核機能強化加算（Ⅲ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ハに適合	平24厚告122別表第１の１の注７の2 平24厚告270第一号	地域障害児支援体制中核拠点登録通知書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（中核機能強化事業所加算）	(10) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） ロ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	平24厚告122別表第１の１の注７ 平24厚告270第一号の二	地域障害児支援体制中核拠点登録通知書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（児童指導員等加配加算）	(11) 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（(12) の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手	平24厚告122別表第１の１の注８ 平24厚告270第一号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者）若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。 イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。） ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。） ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。） ⑤　その他の従業者を配置する場合 ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。） ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。） ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。） ⑤　その他の従業者を配置する場合 ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合		

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。） ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。） ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。） ⑤　その他の従業者を配置する場合		
（専門的支援体制加算）	(12) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（（11）の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第９の２の（３）の②を算定している場合は加算していないか。 イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） ハ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	平24厚告122別表第１の１の注９ 平24厚告270第一号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（看護職員加配加算）	(13) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第三号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げる	平24厚告122別表第１の１の注10 平24厚告269第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	その他の加算を算定していないか。 イ　看護職員加配加算（Ⅰ）　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合 ロ　看護職員加配加算（Ⅱ）　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合		
（共生型サービス体制強化加算）	(14) 共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合　　181単位 ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合　103単位 ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合　78単位	平24厚告122別表第１の１の注11	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
３　家族支援加算	（1）指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第５条若しくは第６条又は第54条の２第1号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき４回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ　家族支援加算（Ⅰ） ⑴　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合 ㈠　所要時間１時間以上の場合 ㈡　所要時間１時間未満の場合 ⑵　指定児童発達支援事業所等において	平24厚告122別表第１の２の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	対面により相談援助を行った場合 ⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 ロ　家族支援加算(Ⅱ) ⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 ⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合		
	（２）指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（１）のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか。	平24厚告122別表第1の2の注2	体制状況一覧表、当該加算の届出書等
３の２　子育てサポート加算	指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の２の２の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
４　食事提供加算	児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第24条第２号、第３号ロ、第４号ロ又は	平24厚告122別表第１の３の注	体制等状況一覧表、当該加算の届

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	第６号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、当該基準に掲げる区分に従い、１日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ　食事提供加算（Ⅰ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合 ロ　食事提供加算（Ⅱ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合	平24厚告270第一号の五	出書等
５　利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の４の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
６　福祉専門職員配置等加算	（１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省令第15号第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援支援事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の５の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共	平24厚告122別表第１の５の注２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合に算定していないか。 （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。 ①　指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	平24厚告122別表第１の５の注３	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
７　栄養士配置加算	（１）栄養士配置加算（Ⅰ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。 ①　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。 ②　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 （２）栄養士配置加算（Ⅱ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算（Ⅰ）を算定している場合に算定していないか。 ①　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置	平24厚告122別表第１の６の注１ 平24厚告122別表第１の６の注２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。		
８　欠席時対応加算	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第１の７の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
９　専門的支援実施加算	理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として、１回につき所定単位数を加算しているか。ただし、２の（３）の②を算定している場合又は２の（14）のイ若しくはロを算定していない場合は加算していないか。	平24厚告122別表第１の８の注 平24厚告270第一号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
９の２　強度行動障害児支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において	平24厚告122別表第１の８の２の注 平24厚告270第一号の七・第一号の八	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。		
９の３　集中的支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の８の３の注 平24厚告270第一号の九	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
９の４　人工内耳装用児加算 （人工内耳装用児加算（Ⅰ））	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の８の４の注１ 平24厚告269第四号 平24厚告270第一号の十	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（人工内耳装用児加算（Ⅱ））	言語聴覚士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十一に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の８の４の注２ 平24厚告270第一号の十一	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
９の５　視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（視覚障害児等）との意思疎通に関し専門性を有する者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の８の５の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10　個別サポート加算 （個別サポート加算（Ⅰ））	（１）指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に	平24厚告122別表第１の９の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。		
（個別サポート加算（Ⅱ））	（２）要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の９の注２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10の２　入浴支援加算	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算する。	平24厚告122別表第１の９の２の注 平24厚告269第四号の二 平24厚告270第一号の十二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11　医療連携体制加算	（１）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(1)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈡のa、b若しくはc又は１のハを算定している障害児については、算定していないか。	平24厚告122別表第１の10の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療	平24厚告122別表	体制等状況一覧

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が１時間以上２時間未満の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの⑴の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの⑵の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの⑶の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの⑴の㈠のa、b若しくはc、１のロの⑴の㈡のa、b若しくはc、１のロの⑵の㈠のa、b若しくはc、１のロの⑵の㈡のa、b若しくはc、１のロの⑶の㈠のa、b若しくはc、１のロの⑶の㈡のa、b若しくはc又は１のハを算定している障害児については、算定していないか。	第１の10の注２	表、当該加算の届出書等
	（３）医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの⑴の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの⑵の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの⑶の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの⑴の㈠のa、b若しくはc、１のロの⑴の㈡のa、b若しくはc、１のロの⑵の㈠のa、b若しくはc、１のロの⑵の㈡のa、b若しくはc、１のロの⑶の㈠のa、b若しくはc、１のロの⑶の㈡のa、b若しくはc又は１のハを算定している場合に障害児については、算定していないか。	平24厚告122別表第１の10の注３	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（４）医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからハまでのいずれか又は１のイの⑴の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの⑵の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの⑶の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの⑴の㈠のa、b若しくはc	平24厚告122別表第１の10の注４	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	、１のロの(1)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈡のa、b若しくはc若しくは１のハを算定している場合に医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(1)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈠のa、b若しくはc又は１のロの(3)の㈡のa、b若しくはcを算定することを原則としているか。		
	（５）医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからハまでのいずれか又は１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(1)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈡のa、b若しくはc若しくは１のハを算定している場合に医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。	平24厚告122別表第１の10の注５	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（６）医療連携体制加算（Ⅵ）については、医療		

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）に喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する喀痰吸引等を言う。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(1)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈡のa、b若しくはc又は１のハを算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表第１の10の注６	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（７）医療連携体制加算(Ⅶ)については、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからホまでのいずれか若しくは１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(1)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈠のa、b若しくはc、１のロの(2)の㈡のa、b若しくはc、１のロの(3)の㈠のa、b若しくはc若しくは１のロの(3)の㈡のa、b若しくはcを算定している障害児であるとき又は１の注10のイ若しくはロを算定しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表第１の10の注７	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12　送迎加算	（１）障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児を除く。）に対して行う場合については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の11の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（１の２）（１）を算定している指定児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準	平24厚告122別表第１の11の注１の２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	」第四号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、（１の３）に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。	平24厚告269第四号の三	
	（１の３）（１）を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児）の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第１の11の注１の３ 平24厚告269第四号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の11の注２ 平24厚告269第四号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（３）中重度医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の11の注３ 平24厚告269第四号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（４）（１）から（３）までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は	平24厚告122別表第１の11の注４	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。		
13　延長支援加算	（１）次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が５時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が１時間以上のものに限る。）（延長支援）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。 イ　指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。） ⑴　障害児の場合（⑵に規定する場合を除く。） ⑵　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において障害児（重症心身障害児を除く。）に対し延長支援を行う場合 ⑴　障害児の場合（⑵に規定する場合及び重症心身障害児を除く。） ⑵　医療的ケア児の場合（重症心身障害児を除く。）	平24厚告122別表第１の12の注１ 平24厚告269第四号の七	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）（１）のイ又はロを算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上１時間未満となった場合には、（１）のイの⑴又はロの⑴を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、（１）のイの⑵又はロの⑵を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、１日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第１の12の注２	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（３）次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 イ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合 ロ　共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合	平24厚告122別表第１の12の注３ 平24厚告269第五号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13の２　関係機関連携加算 （関係機関連携加算（Ⅰ））	（１）関係機関連携加算（Ⅰ）については、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、第９の２の（14）のイ又はロを算定していない場合に、算定していないか。	平24厚告122別表第１の12の２の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（関係機関連携加算（Ⅱ））	（２）関係機関連携加算（Ⅱ）については、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の12の２の注２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
（関係機関連携加算（Ⅲ））	（３）関係機関連携加算（Ⅲ）については、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の12の２の注３	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（３の２）関係機関連携加算（Ⅲ）については、指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に平成24年厚生労働省告示第122号別表「障害児通所給付費等単位数表」第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表第１の12の２の注４	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（関係機関連携加算（Ⅳ））	（４）関係機関連携加算（Ⅳ）については、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の12の２の注５	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13の３　事業所間連携加算	指定児童発達支援事業所等において、法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき１回を限度として所定単位数を加算しているか。 イ　事業所間連携加算（Ⅰ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合 ロ　事業所間連携加算（Ⅱ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合	平24厚告122別表第１の12の３の注 平24厚告270第一号の十三	事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
13の４　保育・教育等移行支援加算	（１）指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。）（移行先施設）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（保育・教育等移行支援）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第１の12の４の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の12の4の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（３）移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の12の4の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13の５　共生型サービス医療的ケア児支援加算	看護職員又は認定特定行為業務従事者を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、11の医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表第１の12の５の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあ	平24厚告122別表第１の13の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	っては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数		
15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 （令和６年５月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 イ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	平24厚告122別表第１の14の注 平24厚告270第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 （令和６年５月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、２から13の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第１の15の注 平24厚告270第三号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
17　福祉・介護職員等処遇改善加算 （令和６年６月１日以降）	（１）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発	平24厚告122別表第１の13の注１ 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（２）において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数		
	（２）令和７年３月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ①　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数 ②　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 ③　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数 ④　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数 ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸ ２から13の５までにより算定した単位数	平24厚告122別表第１の13の注２ 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	の1000分の89に相当する単位数 ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 ⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 ⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁ ２から13の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数		
第10　主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い			
１　基本事項	（１）旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表２「経過的障害児通所給付費等単位数表」第１により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第二号イ 平24厚告128	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）（１）の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
２　主として難聴児経過的児童発	（１）平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号に	平24厚告122別表２第１の１の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
達支援給付費	適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告269第十二号	出書等
(時間区分)	（２）第９の２の（２の５）を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注2	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(指定児童発達支援等の提供時間)	（３）第９の２の（２の６）を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注3	児童発達支援計画 市町村が認めたことが分かる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(減算が行われる場合)	（４）第９の２の（３）を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注4 平24厚告271第一号イ、ロ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(開所時間減算)	（５）第９の２の（４）を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注5 平24厚告271第一号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(身体拘束廃止未実施減算)	（６）第９の２の（５）を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注6	第4の37に定める文書
(虐待防止措置未実施減算)	（７）第９の２の（６）を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注7	第4の38に定める文書
(業務継続計画未策定減算)	（８）第９の２の（７）を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注8	第4の39に定める文書
(情報公表未報告減算)	（９）第９の２の（８）を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注9	適宜必要と認める資料
(人工内耳装用児加算)	(10) 第９の９の４（人工内耳装用児加算（Ⅰ））を準用する。 なお、本加算の算定に必要な言語聴覚士の配置は加配ではない点に留意すること。	平24厚告122別表2第1の1の注10 平24厚告269第十二号の二 平24厚告270第一号の十	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
（児童指導員等加配加算）	(11) 第９の２の (11) を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注11 平24厚告270第一号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（専門的支援体制加算）	(12) 第９の２の (12) を準用する。	平24厚告122別表2第1の1の注12 平24厚告270第一号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
３　家庭支援加算	第９の３を準用する。	平24厚告122別表2第1の2の注 平24厚告270第一号の九	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
４　子育てサポート加算	第９の３の２を準用する。	平24厚告122別表第2の2の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
５　食事提供加算	第９の４を準用する。	平24厚告122別表2第1の3の注 平24厚告270第一号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
６　利用者負担上限額管理加算	第９の５を準用する。	平24厚告122別表2第1の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
７　福祉専門職員配置等加算	第９の６を準用する。	平24厚告122別表2第1の5の注1、注2、注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
８　栄養士配置加算	第９の７を準用する。	平24厚告122別表2第1の6の注1、注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
９　欠席時対応加算	第９の８を準用する。	平24厚告122別表2第1の7の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10　専門的支援実施加算	第９の９を準用する。	平24厚告122別表2第1の8 平24厚告270第一号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11　強度行動障害児支援加算	第９の９の２を準用する。	平24厚告122別表2第1の9の注 平24厚告270第一号の七・第一号の八	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12　集中的支援加算	第９の９の３を準用する。	平24厚告122別表2第1の10の注 平24厚告270第一号の七	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
13　個別サポート加算（Ⅱ）	第９の10の（２）を準用する。	平24厚告122別表2 第1の11の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14　入浴支援加算	第９の10の２を準用する。	平24厚告122別表2 第1の12の注 平24厚告269第四号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15　送迎加算	第９の12の（２）から（４）までを準用する。	平24厚告122別表2 第1の14の注1 平24厚告269第四号の五 平24厚告122別表2 第1の14の注2 平24厚告269第四号の六 平24厚告122別表2 第1の14の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
16　延長支援加算	第９の13の（１）及び（２）を準用する。	平24厚告122別表2 第1の15の注1、注2 平24厚告269第四号の七	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
17　関係機関連携加算	第９の13の２を準用する。	平24厚告122別表2 第1の16の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
18　事業所間連携加算	第９の13の３を準用する。	平24厚告122別表2 第1の17の注 平24厚告270第一号の十三	事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
19　保育・教育等移行支援加算	第９の13の４を準用する。	平24厚告122別表2 第1の18の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
20　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで）	第９の14を準用する。	平24厚告122別表2 第1の19の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
21　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和６年５月31日まで）	第９の15を準用する。	平24厚告122別表2 第1の20の注 平24厚告270第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
22　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和６年５月31日まで）	第９の16を準用する。	平24厚告122別表2 第1の21の注 平24厚告270第三号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
23　福祉・介護職員等処遇改善加算（令和６年６月１日以降）	第９の17を準用する。	平24厚告122別表2 第2の19の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
第11　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い			
1　基本事項	（1）旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表２「経過的障害児通所給付費等単位数表」第２により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第二号ロ 平24厚告128	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（2）（1）の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費	（1）平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告122別表２第２の１の注１ 平24厚告269第十二号の七	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（指定児童発達支援等の提供時間）	（2）第９の２の（２の６）を準用する。	平24厚告122別表2第2の1の注1の2	児童発達支援計画 市町村が認めたことが分かる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（減算が行われる場合）	（3）第９の２の（３）を準用する。	平24厚告122別表2第2の1の注2 平24厚告271第一号イ、ロ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（開所時間減算）	（4）第９の２の（４）を準用する。	平24厚告122別表2第2の1の注3 平24厚告271第一号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（身体拘束廃止未実施減算）	（5）第９の２の（５）を準用する。	平24厚告122別表2第2の1の注4	第4の37に定める確認文書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
（虐待防止措置未実施減算）	（６）第９の２の（６）を準用する。	平24厚告122別表2 第2の1の注5	第4の38に定める確認文書等
（業務継続計画未策定減算）	（７）第９の２の（７）を準用する。	平24厚告122別表2 第2の1の注6	第4の29に定める確認文書等
（情報公表未報告減算）	（８）第９の２の（８）を準用する。	平24厚告122別表2 第2の1の注7	適宜必要と認める資料
（児童指導員等加配加算）	（９）第９の２の（11）を準用する。	平24厚告122別表2 第2の1の注8 平24厚告270第一号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（専門的支援体制加算）	（10）第９の２の（12）を準用する。	平24厚告122別表2 第2の1の注9 平24厚告269第一号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（看護職員加配加算）	（12）第９の２の（13）を準用する。	平24厚告122別表2 第2の1の注10 平24厚告269第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
３　家庭支援加算	第９の３を準用する。	平24厚告122別表2 第2の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
４　子育てサポート加算	第９の３の２を準用する。	平24厚告122別表2 第2の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
５　食事提供加算	第９の４を準用する。	平24厚告122別表2 第2の4の注 平24厚告269第一号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
６　利用者負担上限額管理加算	第９の５を準用する。	平24厚告122別表2 第2の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
７　福祉専門職員配置等加算	第９の６を準用する。	平24厚告122別表2 第2の6の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
８　栄養士配置加算	第９の７を準用する。	平24厚告122別表2 第2の7の注1、注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
9　欠席時対応加算	第９の８を準用する。	平24厚告122別表2 第2の8の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10　専門的支援実施加算	第９の９を準用する。	平24厚告122別表2 第2の9の注 平24厚告269第一号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11　集中的支援加算	第９の９の３を準用する。	平24厚告122別表2 第2の10の注 平24厚告269第一号の九	広域的支援人材を受け入れることが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12　個別サポート加算（Ⅱ）	第９の10の（２）を準用する。	平24厚告122別表2 第2の11の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13　入浴支援加算	第９の10の２を準用する。	平24厚告122別表2 第2の12の注 平24厚告269第四号の二 平24厚告270第一号の十二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14　医療連携体制加算（Ⅶ）	第９の11の（７）を準用する。	平24厚告122別表2 第2の13の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15　送迎加算	第９の12の（２）から（４）までを準用する。	平24厚告122別表2 第2の14の注 平24厚告269第四号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
16　延長支援加算	第９の13の（３）を準用する。	平24厚告122別表2 第2の15の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
17　関係機関連携加算	第９の13の２を準用する。	平24厚告122別表2 第2の16の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
18　事業所間連携加算	第９の13の３を準用する。	平24厚告122別表2 第2の17の注 平24厚告270第一号の十三	事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
19　保育・教育等移行支援加算	第９の13の４を準用する。	平24厚告122別表2第2の18の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
20　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで）	第９の14を準用する。	平24厚告122別表2第2の19の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
21　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和６年５月31日まで）	第９の15を準用する。	平24厚告122別表2第2の20の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
22　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和６年５月31日まで）	第９の16を準用する。	平24厚告122別表2第2の21の注1 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
23　福祉・介護職員等処遇改善加算（令和６年６月１日以降）	第９の17を準用する。	平24厚告122別表2第2の19の注1 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
第12　医療型経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い			
１　基本事項	（１）旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関（一部改正法附則第4条第2項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものをいう。）において肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表２「経過的障害児通所給付費等単位数表」第３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第二号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）（１）の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
２　医療型経過的児童発達支援給付費	（１）旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じてそれぞれ所定単位数を算定して	平24厚告122別表２第３の１の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	いるか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。		
（指定児童発達支援等の提供時間）	（２）第９の２の（２の６）を準用する。	平24厚告122別表2 第3の1の注1の2	児童発達支援計画 市町村が認めたことがわかる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（減算が行われる場合）	（３）第９の２の（３）を準用する。	平24厚告122別表2 第3の1の注2 平24厚告271第一号イ、ロ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（開所時間減算）	（４）第９の２の（４）を準用する。	平24厚告122別表2 第3の1の注3 平24厚告271第一号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（身体拘束廃止未実施減算）	（５）第９の２の（５）を準用する。	平24厚告122別表2 第3の1の注4	第4の37に定める文書
（虐待防止措置未実施減算）	（６）第９の２の（６）を準用する。	平24厚告122別表2 第3の1の注5	第4の38に定める文書
（業務継続計画未策定減算）	（７）第９の２の（７）を準用する。	平24厚告122別表2 第3の1の注6	第4の29に定める文書
（情報公表未報告減算）	（８）第９の２の（８）を準用する。	平24厚告122別表2 第3の1の注7	適宜必要と認める資料
３　家庭支援加算	第９の３を準用する。	平24厚告122別表2 第3の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
４　子育てサポート加算	第９の３の２を準用する。	平24厚告122別表2 第3の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
５　食事提供加算	第９の４を準用する。	平24厚告122別表2 第3の4の注 平24厚告270第一号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
６　利用者負担上限額管理加算	第９の５を準用する。	平24厚告122別表2 第3の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
			出書等
7　福祉専門職員配置等加算	第９の６を準用する。	平24厚告122別表2第3の6の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8　栄養士配置加算	第９の７を準用する。	平24厚告122別表2第3の6の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9　欠席時対応加算	第９の８を準用する。	平24厚告122別表2第3の7の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10　専門的支援実施加算	第９の９を準用する。	平24厚告122別表2第3の8の注 平24厚告270第一号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11　集中的支援加算	第９の９の３を準用する。	平24厚告122別表2第3の9の注 平24厚告270第一号の九	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12　個別サポート加算	第９の10を準用する。	平24厚告122別表2第3の10の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13　入浴支援加算	第９の10の２を準用する。	平24厚告122別表2第3の11の注 平24厚告269第四号の二 平24厚告270第一号の十二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14　送迎加算	第９の12の（２）から（４）までを準用する。	平24厚告122別表2第3の12の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15　保育職員加配加算	（１）保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表2第3の13の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（２）医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を２以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算しているか。	平24厚告122別表2第3の13の注２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
16　延長支援加算	第９の13の（３）を準用する。	平24厚告122別表2第3の14の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
17　関係機関連携加算	第９の13の２を準用する。	平24厚告122別表2第3の15の注1、注2、注3、注4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
18　事業所間連携加算	第９の13の３を準用する。	平24厚告122別表2第3の16の注 平24厚告270第一号の十三	事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
19　保育・教育等移行支援加算	第９の13の４を準用する。	平24厚告122別表2第3の17の注 平24厚告122別表第1の12の4の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
20　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで）	第９の14を準用する。	平24厚告122別表2第3の18の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
21　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和６年５月31日まで）	第９の15を準用する。	平24厚告122別表2第3の19の注 平24厚告270第三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
22　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和６年５月31日まで）	第９の16を準用する。	平24厚告122別表2第3の20の注 平24厚告270第三号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2　福祉・介護職員等処遇改善加算（令和６年６月１日以降）	第９の17を準用する。	平24厚告122別表2第3の18の注 平24厚告270第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

（注）下線を付した項目が標準確認項目